5．衛生管理区域の衛生状態の確保	
施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	
家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、１頭ごとに交換又は消毒をしている。	
畜房又はハッチが空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。	
家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	

6．家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	
他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	

7．埋却等の準備	
埋却地を確保している。	
焼却又は化製のための準備措置を講じている。	

8．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
衛生管理区域に立ち入つた者に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	

9．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
②同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。
　ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。